

質問回答書(2回目)

次の工事に関する質問に回答します。

令和8年4月16日

工事名 : R7徳土 徳島津田インター線 徳・津田海岸 道路改良工事(3)
路線名等 : 徳島津田インター線
工事箇所 : 徳島市津田海岸町(第3分割)

番号	質問事項(原文のまま)	回答
1	企業及び配置予定技術者の施工能力の評価について、杭基礎の引抜、撤去は同種工事の施工経験として認められますか。	認められません。
2	企業及び配置予定技術者の施工能力の評価について、鋼矢板施工は同種工事の施工経験として認められますか。	認められません。
3	R7徳土 徳島津田インター線 徳・津田海岸 道路改良工事(3)で配置した技術者が他工事と兼務することは可能ですか。	入札公告3(3)⑤エに記載のとおり、建設業法第26条第3項記載のただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めておりません。 3(4)②に示す技術者については、条件により兼務の可否が異なりますので、県HPに公表している現場代理人及び主任技術者等設置マニュアルをご確認ください。
4	NEXCO西日本の発注工事は、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した基礎工事として認められますか。	認められます。
5	単8号 建設機械運搬費 単22号 貨物自動車による運搬(1車1回)は、片道運搬距離713km 運搬中の賃料(損料)97,400円及び輸送速度は30km/hで設定されていますか。 また、単23,24号も同様でしょうか。	貨物自動車による運搬(1車1回)は、片道運搬距離713km、運搬中の賃料(損料)97,400円としております。輸送速度については、30km/hで設定しておりません。単23, 24号についても同様です。 輸送中の損料については、【訂正R8.4.16】R7徳土 徳島津田インター線 徳・津田海岸 道路改良工事(3)(見積参考資料)のとおりです。